

平成 19 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 スパークス・グループ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部修平
(JASDAQコード番号：8739)
問い合わせ先 執行役員 深見正敏
電 話 番 号 03-5437-9700

ペンタックス株式会社に対する株主提案の取下げについて

本日、SPARX グループ（以下、「当社グループ」といいます。）は、平成 19 年 4 月 25 日に関連会社が運用するファンドを通じてペンタックス株式会社（以下、「ペンタックス」といいます。）に対し、平成 19 年 6 月下旬に開催が予定されているペンタックスの第 77 期定時株主総会における取締役選任議案及び監査役選任議案につき、株主提案を行いました。本日、かかる株主提案を、取下げることと決定いたしました。

I. 株主提案を取下げた背景：

今回、株主提案を取下げることと決定した主な理由は以下の通りです。

- ① 平成 19 年 4 月 25 日の株主提案権の行使以来、ペンタックスの現経営陣と真摯に対話を繰り返してきた結果、現経営陣より、ペンタックスの企業価値向上のために株主として十分に信頼することのできる役員構成の提案を受けたこと。
- ② 当社グループの提案した取締役選任議案の取締役候補者であった浦野氏、森氏より、ペンタックスにおけるここ数ヶ月間の経営混乱の責任をとり、取締役候補者であることを辞退したいとの申し出があったこと。

そもそも当社グループが株主提案権を行使した目的は、過去 1 ヶ月の混乱によって低下した「経営の信頼性」を一日も早く回復し、ペンタックスの経営を担う方々に再び企業価値の向上に積極的に取り組んで頂くことでした。そして、企業価値の向上を確実に遂行しようと我々が判断する人々に経営を委託したいと考えたわけであります。もとより現経営陣との対立を意図して行った株主提案ではなく、ペンタックスのあらゆるステークホルダーの利益のために、最善の経営体制の構築を願っておりました。

今般、ペンタックスからご提示を受けた「経営体制」は、株主からの付託に十分応えることのできる布陣と考えております。

当社株主提案の候補者であった浦野前社長、森前専務に対するご信頼は今でも全く変わっておりませんが、お二人の取締役候補辞退へのお気持ちが大変強いため、そのご意思を尊重することといたしました。また、監査役候補者であった齊田氏からも、ご辞退のお申し出があり、そのご意思を尊重することといたしました。ペンタックスの経営に対する並々ならない熱意の結果、当社株主提案の候補者として参加していただいたこと、浦野氏、森氏、齊田氏には深く感謝申し上げます。

また、ペンタックス社現経営陣全員の皆様のご退任につきましても、大変難しいご決断であったことと拝察申し上げます。とりわけ、2ヶ月近くに渡りました混乱期に急遽経営を担われた綿貫社長が最終的に行われたご決断には、敬意を表したいと思います。

II. 株主提案取下書の骨子：

スパークス・グループ株式会社の関連会社が運用するファンド（以下「本ファンド」といいます。）のために、6月前より引続きペンタックス株式会社（以下「当社」といいます）の普通株式 8,469,000 株（議決権数 8,469 個）を保有する、エイチエスビーシー ファンド サービスィズとして行為する香港上海銀行（香港、セントラル、1クイーンズ ロード）（以下「当行」といいます）は、当行が平成 19 年 4 月 25 日付「株主提案権行使書」により、当社の第 77 期定時株主総会における取締役選任議案及び監査役選任議案に関して行使した株主提案の全部を、下記の全ての条件が満たされることを停止条件として、取り下げます。

なお、当行は上記株主名義で他のファンドのためにも当社株式を保有しておりますが、本取下げの対象となるのは本ファンドのために保有する上記株式についてであります。本取下げは、本ファンドについてのみなされるものであり、他のいかなるファンドの見解、意図または要求を代表するものではありません。

記

1. 谷島信彰氏（現ペンタックス執行役員）、鳥越興氏（現ペンタックス上級執行役員）、西浦裕二氏（アリックス・パートナーズ・アジア LLC マネージングディレクター日本代表）及び豊嶋秀直氏（弁護士、元福岡高等検察庁検事長）を取締役候補者に含む取締役選任議案を、第 77 期定時株主総会の目的事項として決定し、第 77 期定時株主総会の株主総会参考書類に当該取締役選任議案の内容を記載すること。
2. 中村渡氏（公認会計士）1 名を監査役候補者とする監査役選任議案を、第 77 期定時株主総会の目的事項として決定し、第 77 期定時株主総会の株主総会参考書類に当該監査役選任議案の内容を記載すること。
3. 本日現在当社取締役の職にある者のいずれかを取締役候補者又は監査役候補者に含む取締役選任議案又は監査役選任議案を、第 77 期定時株主総会の目的事項として決定しないこと。

以 上